

介護保険事業所における業務継続計画 (BCP : Business Continuity Plan)

令和6年10月31日

さいたま市福祉局長寿応援部
介護保険課 山口

➤ 事前にお預かりした質問等（講演依頼時）

1. BCPにおける地域との連携ってどうしているのかしりたいです。
2. 各事業所で作成しているBCPについて、実際災害等が発生した場合の見直しや訓練において、実用化レベルに達しているか？また、どのようなものが使えるBCPになるために必要か？
3. 法人内で複数事業を運営している場合、法人内でどのような連携を取っているか？優先順位はあるか？大きな事業に吸収されてしまっていないか？
4. 単独事業所でのBCPにおいて、事業継続が困難となった場合を想定した連携をどのように進めているか？
5. （さいたま市）保険者であるさいたま市として、介護保険事業者のBCPをどのように考え、何を求めているか？
6. （さいたま市）いきいき長寿応援プラン2024に記載している「災害に対する備えや感染症の影響を受けて（P29）の
①災害に対する備えの充実、②感染症の影響を受けてについて、どのような取り組みを考えているのか？
進捗を含め具体的な内容を聞きたい。
7. （さいたま市）明日、大規模震災が起こった場合、さいたま市として介護事業者とどう連携を取るのか？介護事業所連携のさいたま市版BCPはあるのか？
8. 能登半島地震発生時、行政は現地ではどの様に情報を集めたのか？例えば：死者数の把握や怪我人の把握など・・・介護事業者の稼働状況や出勤者数の把握などは、出来たのか？
9. 在宅のご利用者様について、夜間に震災がなった場合などの安否確認はどうする事が適切なのか？職員の安否確認を実施した後に、利用者様の安否確認時に本人から「助けてくれ」と言われた場合に状況が分からずに助けにいったいいものなのか・・・
10. 民生委員と行政との連絡系統などは、どの様な流れになっているのか？
11. 能登半島地震活動に行政として行き、帰社してから「さいたま市」との比較や協議などは行ったのか？協議を実施した際にどの様な、内容になったのかを具体的に知りたい。
12. 施設（入所）がある場合など、一時的に避難所の役割を持たせる事も想定されるが、実際はどの位のキャパが有るのか、行政として把握出来ているものなのか？

余談

- ・ 業務継続計画未実施減算についてどう感じているか？
- ・ 必須、義務化については理解できるが、減算はないのでは…？

➤ 事前にお預かりした質問等（10/2受取分 1/3）

1. 業務中の災害により、帰宅困難職員などのための備蓄品、業務継続のための持ち出し品を少しずつ準備をすすめているが、置き場所がなく困っています。
2. 災害の規模にもよりますが、ライフライン被害が出て、復旧までの日数を考えると備蓄品の数量を再考した方がいいのかが難しいところです（食料・日用品・自家発燃料等）。
3. 食料や水分等、人数分と日数分の確保が難しい。
4. 備蓄品の管理場所について：当施設は水害想定地区にあたる為、ハザード最大規模の水害が発生した際に1Fの浸水が想定される。既存の備蓄保管庫は1Fに配置されている為、2F常設が望ましい。
5. 災害用トイレの備蓄について：上記同様に排水ライフラインが停止した際に使い捨てトイレ等を備蓄しておく必要があるか検討中。
6. 例えば、30床の多床室では、備蓄品、備品はどのような物が必要か。
7. 介護用品や食糧の備蓄はできているが、自家発電機がどのくらいもつのかが心配である。
8. 災害発生時間帯によっては、保管した情報を確認するのに時間を要して活動できないのではないかという不安がある。
9. ネットにつながらなくなった時、書類も出せず請求もできなくなるのですが、その時はどうしたら宜しいのですか。東日本や金沢ではどう対応したのですか。
10. ポータル電源は常備しているが最低限の電気しかとれない為、「暖」や「涼」をとるのは難しく、時期によっては事業は難しい。
11. サーバーダウンに備え、紙ベースで準備も考えたが、管理人数が多すぎ困難。
12. 電話回線が使えない時の利用者安否が難しい。
13. パソコンもタブレットもインターネットを経ないと利用者情報を見られません。事務所で紙のファイルを見られない状況の時どうしたらよいか。インターネットは災害時につながるのか。
14. 停電時や水害時にサーバー等が1階にある為、パソコンが使用出来ず事業継続が難しい。
15. 今期の夏に、雷の影響でまさに停電が occurred。18時前後～22時くらいまでの停電であり、特養では夕食も食べ終わった状況もあり、時間帯に救われた状況もありましたが、課題も残りました。電気が使えないことによる行動制約、自家発電を最大限に発揮する為の備品不足を感じました。（例：ベッドの上げ下げの際、自家発電コンセントからベッドまでの配線不足） 実際に起きてみないと分からないことも多い為、皆様のBCPを今回の研修でぜひ参考にさせて頂きたいです。

➤ 事前にお預かりした質問等（10/2受取分 2/3）

16. 事務所が1階にあるため、PCや書類等の安全な場所への移動が大変でコストが大きい。
17. 電話やデータ通信が錯綜した時の連絡手段。
18. 東日本大震災後はガソリン不足が深刻となり、給油のために4時間ならんだ経験をしました。また、ガソリンスタンドでの給油の情報が入ると周囲が大渋滞となりました。そのような状況になった時の給油対策が未整備となっていますが、事業継続には不可欠な事項と考えています。
19. 夜間帯の光源（ランタン等）はどのくらいの配置が必要か（多床室、フロアー、トイレ）。
20. ランタン等は、具体的にどのような物が良いか（電源、明るさ等）。
21. 2011年の東日本大震災を経験した際の送迎車の運転が適切に行えるかという不安。時期によってはエアコンの使用も必要になる為、燃料の早期枯渇が予想される。車体の構造上、重量があり、ストップアンドゴーが多いため、1週間～2週間で燃料が枯渇してしまい、燃料の補給がしっかり行えるかということが課題である。
22. 自家発電機がない為、通信や情報管理等に問題がある。
23. 持ち出し物品、避難場所の確定等、未定の事が多い。
24. 避難情報の明確化。介護度、医療依存度の高い方の受け入れ先。施設への避難方法、受け入れ人数の情報等があるとよい。
25. 寝たきりの方等の福祉避難所への具体的な搬送方法が知りたい。登録方法や避難所の探し方、搬送方法等。
26. 在宅で訪問介護利用中に災害が発生した場合：ヘルパーと一緒に避難したり、または利用者宅で待機する場合、ほとんどのヘルパーが以後の訪問サービスを予定しているため、代替調整も難しく、サービスの継続が困難となることが予想される。一緒に避難所へ避難した場合は、多くの時間を要する。また、利用者が寝たきりの場合の避難は難しく、その場合、ヘルパーが利用者宅でいつまで待機するか、以後の訪問サービスの継続を考えるとサービス優先順位表は作成しているが、判断が難しい。
27. 訪問介護事業所は、災害発生時の時間によって、ヘルパーやサービス責任者が自宅から利用者宅への移動となるため、人員収集ができない可能性が高い。事前に移動手段を含めた対応が課題となっています。
28. 在宅の訪問介護中の災害発生時の避難場所への誘導手段が難しい（体格の大きい方寝たきりの方等）。
29. 洪水における浸水が3メートル未満の地域であり、利用者の上階避難を行うが、夜間帯など人手が少ない時の対応の厳しさがある。
30. 利用者を避難所に避難誘導をしなければならない場合、高齢者を避難できるか。また、避難先（小学校）では、介護の設備が整っていない可能性があるため、施設にとどまることが現実的になってしまうのではないかと。

➤ 事前にお預かりした質問等（10/2受取分 3/3）

31. 業務継続のために訓練を実施し、実際の災害発生時に備えないといけないと思うが、訓練方法について決まりがあるのか？
32. 当センターでは、年1回は見直しを実施するとしているが、委員会を開催する回数や手法には決まりがあるのか？
33. 訓練について：在宅の事業所の訓練には、どのようなものが想定されるか。事務所内での訓練/利用者宅での訓練。
34. 「机上訓練はどのように行いましたか。」：今月初めて行いましたが、初動のところが中心で本来のBCPの訓練までたどり着けませんでした（時間が取れず）。今後分割しながら部分的にでも机上訓練を行っていく予定であります。
35. さいたま市外から通勤している職員がいる中で、災害発生時には、事業所から徒歩圏内で通勤している職員が事務所へ辿りつけるかどうか難しい。
36. 災害発生時、他サービスとも連携をとる必要があると思いますが、なかなか連携を取り合うことが難しいと思われる。
37. 管理職、リーダー以外の危機管理能力の向上。
38. 利用者名簿の扱いについて（個人情報保護法との関係）：ケアプラン作成時に、個人情報の取り扱い同意を貰うが、緊急災害時としての同意は得ていない。その扱いをどうするかということと、他の組織（例えば民協や自治会等）との連携はどうなっているのでしょうか？
39. 事業所同士の情報共有及び集約の方法はどうすればよいか：福祉事業所の運営状況などについてそれぞれの機関で問い合わせするのではなく、HUBになる所があり、そこに情報が集約されれば良いと思われるが、そのような構想はあるのでしょうか？
40. 災害発生時に使用する緊急連絡簿などはどのようにしたらよいのか？以前と違い、個人情報保護法に守られてしまって、職員への連携ができなくなっている。
41. BCPは水害は含まれないのか？水害は避難計画が必要で事業継続計画は必要ないのか？
42. 派遣職員や短日数・短時間勤務の職員が増えた為、災害発生時の出勤に不安がある。

➤ 業務継続計画（BCP）とは

- 内閣府のHPでは以下のように記載

災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略。バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する（Business Continuity Plan: BCP）。ここでいう計画とは、単なる計画書の意味ではなく、マネジメント全般を含むニュアンスで用いられている。マネジメントを強調する場合は、BCM（Business Continuity Management）とする場合もある。

- 筆者なりに簡単に書くと「非常災害時に混乱なく必要最低限のサービスを提供し続けるために事前に定める計画」。

➤ BCP策定の義務化

（業務継続計画の策定等）

第三十条の二 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準：令和7年4月1日～）



➤ BCPの作り方・訓練の仕方

- ✓ 厚生労働省のHPを確認すれば動画と資料（ひな形）がある
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html
- ✓ 同じページに机上訓練の動画と資料もあるので確認を！

BCPの作り方の解説

1. BCP作成（入所系）



厚生労働省 老健局
令和5年度 介護BCP策定支援セミナー
日本の厚生労働省等の医療および関連行政機関による動画コ...



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

BCP作成(入所系)

ひな形(例示入り)を活用した
BCP(業務継続計画)の作り方を解説

見る  YouTube 委託事業
「介護施設等における感染症の感染対策及び業務継続計画（BCP）策定に係る調査研究及び当該調査研究を踏まえた研修業務一式」

PDF 資料ダウンロード [4.0MB]

机上訓練の解説

5. 机上訓練（入所系）



厚生労働省 老健局
令和5年度 介護BCP策定支援セミナー
日本の厚生労働省等の医療および関連行政機関による動画コ...



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

机上訓練(入所系)

作成したBCPを役立つものにするための机上訓練を解説

見る  YouTube 委託事業
「介護施設等における感染症の感染対策及び業務継続計画（BCP）策定に係る調査研究及び当該調査研究を踏まえた研修業務一式」

PDF 資料ダウンロード [2.0MB]

※ 入所系、通所系、訪問系、居宅介護のそれぞれあり

✓大阪府作成の「超簡易版BCP『これだけは！』シート（自然災害対策版）」もシンプルで分かりやすいので、確認する価値あり。

大阪府 超 簡易版BCP「これだけは！」シート（自然災害対策版） 第2版・刷替更新日： 年 月 日

1. 基本情報
従業員（社員・役員・従業員・パート・アルバイト・派遣社員等）とその家族を守るため、そして事業を継続させることで、地域・社会に貢献するため、このシートを策定します。

1. 基本情報

計畫名稱(計畫類別)	所在地	事業目標目標 (註1)	
事業目標方針		主要委託元 (※) (仕入元/協力会社/委託会社/派遣会社)	

○ 上記、本邦で発生するリスクの発生条件

2. ハザードマップから表れるBCPの発動条件

ハザードマップの種類	地震	津波	地震	震度	以上4種類のうちいずれか1つ

バイオトマス等 を除く。当社所在地 で発生する災害 リスクの「」内記 入	地震	津波		所在地における 当社のBCP 発動条件	地震	震度 以上を観測した場合 (注3)
	洪水・高潮 (外水氾濫) (注2)	内水氾濫 (注2)		水害 土砂災害	警戒レベル4 (避難指示) (危険な場所から全員避難) (注4)	
	土砂災害 (地滑り等)	液状化		その他 (注5)	警戒レベル3 (避難対象区域) (危険な場所から避難対象者は避難)	
					主な手元からの製品・サービスの供給の継続	

3. BCPの発動時の組織体制 緊急時の組織体制を事前に決定し、定めます。

3. BCPの発動時の組織体制 緊急時の組織体制を明確にしておく。また、X年代の場合は対象地区と関係のある自治体（市町村）や行政機関（消防団等）、公共事業機関（道路局）との関係も整理しておく。

メール	SNS（LINE等でグループ作成）	電話	その他
-----	-------------------	----	-----

5. 減災の事前対策 「6. BCPが発動されたら」項目に付けた「必要な事前対策」は必ず行う。

[illegible]

4. 発刊時の出社・帰宅体制（休日含め）	※発刊日の出社・帰宅時刻（例）※ 発刊日以外（土・日）は別表参照（※）	※読者の安全確認		
発刊日（発刊する5日のうち）	日付（発刊日）			

出社・帰宅時間中に発生		就業時間外に発生（休日等）	
原則（適用する会社のルール）	原則（適用する会社のルール）	原則（適用する会社のルール）	原則（適用する会社のルール）
（出社時）原則、自宅待機又は自宅に戻る。職場に近い場合は職場へ。 （帰宅時）原則、職場内待機又は職場に戻る。自宅に近い場合は自宅へ。 - 疾病に該当する場合は、公共交通機関利用の状況に依り、原則、自宅待機とする。必要時、通勤バスへ避難する。 - 職場以外の場合は、必ず会社に連絡する。	- 自宅待機。 - 身の安全を優先したうえで、「就業時間外発災時 参集メンバー」は出社。	- 自宅待機。 - 身の安全を優先したうえで、「就業時間外発災時 参集メンバー」は出社。	- 自宅待機。 - 身の安全を優先したうえで、「就業時間外発災時 参集メンバー」は出社。

上記ルールは、震災後、すぐに逃げないといけないような東南海トラフの災害の場合は異なります。(人命の安全確保が最優先です。)

津波浸水想定区域に臨場がある場合→津波警報・津波注意報が発令されたら、備置警備があっても内閣制の
高台に避難！（ただし時間がない場合は、とにかく高い所へ！）

【記載内容】

✓ 企業の基本情報・事業継続
目標等

- ✓ ハザードマップから考える
BCPの発動条件（震度、警戒
レベル等）

✓ BCP発動時の組織体制（連絡手段、各担当等）

✓ 発災時の出社・帰社体制
(就業時間外も)

✓ 減災の事前対策（備蓄、訓練、保険加入）

- ✓ BCPの発動から復旧に向けて
（従業者の安全確保、被害
状況把握、早期復旧への取
組等）

・ 職場周辺の地域が行う災害訓練には積極的に参加します。また、災害発生時は、十分な身体防護対策をとり、かつ災害発生後、その場を安全に脱出できるように、危険回避行動に協力します。

- ・ 2 次災害が起きないよう最大限の配慮を行う上で、救助・消火活動等に協力します。
- ・ 帰宅困難者や地域に提供するため、1 郡地区の備前物産の確保に努めます。

当社の「これだけは1シート（自然災害対策版）」は、次回 年 月に更新します。

当社の「これだけは！」シート（自然災害対策版）は、次回 年 月に見直します。

➤ ひな形を基に作成したBCPに意味はあるのか

- 「BCPを作成すること」が自己目的化してしまうと意味はない（減算を避けるためだけの計画）。BCPは手段を記載したものにすぎず、適切に運用することが重要。
- そのため、訓練を定期的に行うこと、適宜見直しを行うことが必要。
- 以下、個人的に感じていることですが
 - BCPは簡易なもののほうがベター。災害の種別にもよるが、災害が発生した際に詳細まで定めた計画をワークさせるのは非常に困難。大阪府の「超簡易版BCP」のようにシンプルなほうが確実に実行できる。
 - 災害時は「想定外」が起こる。訓練時に様々なことを想像し、話し合い、BCPをアップデートすることが重要。BCPをワークさせることと同時に、ワークするBCPを作ることも重要です。

➤ 能登半島地震とBCP（朝日新聞令和6年2月2日版から）

- 織物をつくる織機の基幹部品となる「箆（おさ）」の国内最大手『高山リード株式会社』（金沢市）は、18年から構築してきたBCPのおかげで発災からおおよそ1週間で生産再開にこぎ着けた。同社の良川工場（同県中能登町）は、震度6弱の揺れに見舞われた。工場は生産設備が倒れるなどの被害があったが、数百あった製造中の箆で破損したのは3点のみ。地震に備え、日ごろから終業時にベルトで固定したのが功を奏した。初動の早さもBCPがあればこそだった。地震発生の日には社員85人全員の無事を確認。BCPに沿って復旧対策本部を立ち上げた。高山徹社長：「織機は箆なくして成り立たない。危機に際しても事業を続ける義務が我々にはある」。
- 貸し切りバスやスクールバスを運行する『めだか交通』（珠洲市）は、商工会議所を介して派遣されたインストラクターとの議論を経てBCPを作成。干場龍一社長：「（伴走型でつくったことで）一番にどういう行動をとるべきか。全部頭に残っていた」。まず、事務所とバス5台の状態、従業員10人の安否確認を行った。ポータブル発電機を備えていたので、パソコンをすぐ立ち上げて運行計画をつくり、1月3日からバスを動かした。BCPの策定では、事業が停止した場合の資金繰りも考えた。干場社長は「BCPをつくっていなかったら、とにかくバスを動かすことだけに目がいって、2ヶ月で資金がショートしたかもしれない。中小企業こそBCPを持つべきだ。」と話した。

➤ BCP策定等のポイント

- 平時における現状認識（ハザードマップ等に基づく被災想定、リスク分析）
- 各種対策（備蓄品準備、防災・減災対策（耐震対策、非常用自家発電設備、災害用井戸、止水版 等）、連絡体制の構築、外部との連携・協定の締結 等）
- 初期対応（職員・利用者の安全確保、情報収集・安否確認、営業時間内・外による対応）
- 優先度の高い/低い事業の選定（何を諦めるのか。）
- 出勤率やライフラインの復旧状況に対応した業務計画
- 訓練の実施。BCPの共有。
- PDCAによる計画の見直し。

➤ BCPに基づく訓練

(質問2-32) 委員会を開催する回数や手法には決まりがあるのか

答) 入所系は年2回以上、通所系・訪問系は年1回以上の研修及び訓練の実施が必要

○ 主な訓練

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1. 参集訓練 | 夜間・休日を想定して対策本部員が参集 |
| 2. 対策本部設置訓練 | 災害が発生した想定で対策本部を設置 |
| 3. 机上訓練 | 災害発生から復旧までの流れを机上で確認 |
| ～ 以上は対策本部員向けの訓練 ～ | |
| 4. 安否確認訓練 | 施設内・外の職員等の安否を実際に確認 |
| 5. 実働訓練 | 機器の操作等、マニュアルに沿って実施 |
| 6. 総合訓練 | 地域等と協力して一連の流れを確認 |

○ 机上訓練の進め方の例

- ・ 訓練シナリオを作成し進行役を決定。
- ・ 想定（22時に震度7の地震が発生。あなたは〇〇（例：夜勤のリーダー）、火災なし、停電・断水、通信は混乱、建物被害・道路状況不明）を決める。
- ・ 進行役がシナリオを1ステップごとに進め、対策本部長以下、各班が何を行うか考え発表。（負傷者・体調不良者発生、職員の参集状況、備蓄品の減少、近隣住民からの応援等要請、医療的ケア用品の枯渇 等）

➤ 他業種での訓練事例

- 岩手県北上市のガスの製造販売事業者（北良（ほくりょう）株式会社）では、BCPは策定していないが経営改善を徹底し、災害への備えも一体的に行っている。
- 毎朝短時間で行うスキルアップドリルでは必ず災害対応に関する問題が含まれる。
- 毎週火曜日の朝礼では電話対応のロールプレイ。顧客からのガスに関するトラブルや緊急要請が入った際の対応を訓練。
- 毎月末の金曜日は社内監査。防災設備・危機の整備状況や熟練度、安全対策を社長自らチェック。非常用発電機のオイル点検、LPGポータブル発電機を10分以内に起動できるかなど。

➤ 災害対応カードゲーム ～CROSSROAD～

あなたならどうする？ ジレンマ場面で学ぶ災害対応カードゲーム



カードゲームで楽しく災害対応を学習。
チームクロスロードの制作・著作物です。

●[クロスロードとは？](#) ●[ゲームの流れ](#)

さいたま市（防災課）ではクロスロードを貸し出しています。
また、クロスロード実施の助言・指導などを防災アドバイザーが支援しています（各区総務課）。

◆【災害ボランティア編】

災害時の活動の安全管理を学習するのに最適なセットとなっています。被災地域にボランティアについて支援したいと思われる方、ボランティアのコーディネートをされている方、実際の現場に入る前の事前学習用にお使いください。

◆【神戸編・一般編】・【市民編】

【神戸編・一般編】は、主として自治体の職員の方々を対象に作成されており、【市民編】は、主として防災や地域の安全に関心をお持ちの一般住民の方々、自主防災組織のメンバー、あるいは、災害ボランティアに関心をお持ちの方々などを対象に作成されています。

- 災害対応は、ジレンマを伴う重大な決断の連続です。「人数分用意できない緊急食料をそれでも配るか」、「学校教育の早期再開を犠牲にしても学校用地に仮設住宅を建てるか」、「事後に面倒が発生するかもしれないが、瓦礫処理を急ぐため分別せずに収集するか」など。「クロスロード（神戸編・一般編）」の素材は、95年の阪神大震災の際、神戸市職員が実際に迫られた難しい判断状況をもとに作成されています。さらに、「事前の耐震工事を優先するのか、事後の住宅再建補助を充実させるのか」や「ボランティアに行くか、義捐金を送るか」といった一般市民向けにも活用できる課題も盛り込まれています。

➤ さいたま市役所のBCP（自然災害時）

質問1-7 「明日、大規模震災が起こった場合、さいたま市として介護事業所とどう連携を取るのか？介護事業所連携のさいたま市版BCPはあるのか」

答1) さいたま市では独自のBCPを定めています。

BCPの本質は「危機を乗り越えるためにどう経営資源を割り振るのか（又はどのような準備をしておくか）」を定めるもののため、個々で定めるものと認識しています。

ご質問の「介護事業所連携のBCP」の想定する内容が不明ですが、自然災害発生時、市（国）は、被害状況等を把握し、必要な対応（財政支援、特例対応等）を行うこととなります。（別スライドで補足説明あり）

さいたま市業務継続計画【自然災害対策編】

- ・市と民間で異なることは、市には「災害対策業務」があることで「通常業務」と同時に対応する必要がある。これらの業務の中で非常時優先業務を定め、状況に応じて対処。（長寿応援部＝保健福祉部 福祉第1班）
- ・市の計画では、防災中枢拠点と代替施設の定め、備蓄品の確保、非常用電源・燃料の確保、通信手段の確保、重要データのバックアップ（介護保険情報含む）、非常時優先業務を実施などを定めています。

➤ 自然災害時非常時優先業務（保健福祉部）

目標	災害対策業務	優先通常業務
3時間以内	・ 部内職員の動員・配置調整 ・ 応急医療体制の確立、救援隊の派遣要請 ・ 医療器材・医療用品の調達 ・ 医療機関・検査施設の被害状況把握 ・ <u>社会福祉施設の被害状況調査、応急措置の統括、安否確認</u> ・ <u>被災要配慮者の安全確保、健康管理の統括</u> ・ 動物愛護や検疫に関する連絡調整	・ 地域医療に係る施策調整 ・ 救急医療に関する業務・連絡調整 ・ 斎場・動物愛護ふれあいセンター・と畜場等との連絡調整 ・ 火葬場等の整備・管理 ・ 環境汚染の調査・研究に関する業務
1日以内	・ 医療救護所の総合調整 ・ 医療品・衛生資機材の調達・配分 ・ 医療協力の連絡調整 ・ 防疫活動・食品衛生・火葬の統括 ・ 災害救助法適用時の事務処理の統括	・ 食肉衛生検査所、保健所等との食品等及び薬事に係る連絡調整 ・ <u>医療・保健福祉業務</u>
3日以内	・ 被災者の健康管理 ・ 被災地における感染予防の統括 ・ 避難所におけるペット取扱いの統括 ・ 遺体の一時収容や搬送、資機材調達 ・ 災害支援資金の統括、連絡調整	・ 感染症対策の統括 ・ 区役所事務の総合調整 ・ 社会福祉法人に関する業務 ・ 診療録等の管理・保管
1週間以内	・ 義援金の申請受付・支給	・ 収容した動物の管理 ・ <u>包括的支援事業の運営</u>
1週間より長期	・ 委員会の設置、義援金の配布・配分状況についての委員会への報告	・ 医務の統括 ・ 民生委員・児童委員活動に関する業務 ・ <u>介護保険事業</u> ・ 在宅退院調整、在宅療養支援の相談 ・ 医療制度に係る相談・支援

➤ 自然災害発生時の初動等

- 勤務時間内…家族安否を確認し、非常時優先業務を実施（安否確認できないときは代替職員を確保し所属長の許可を得て帰宅も可）。
- 勤務時間外の場合は家族の安否情報を確認しつつ、指示を待つことなく参集場所へ。可能な限り自分の飲食物を持参。

【参考】筆者は、避難所担当職員のため、参集基準に達したときは指定の避難所に参集し、参集報告。

→ 避難者の受入れ、台帳作成、報告、食事やトイレの提供など災害対策業務に従事。優先通常業務は本庁勤務職員が行い、私は従事しない。

（優先業務を決める≠やらない業務を決める）

▶ さいたま市役所と介護事業所との連携

質問1-7 「明日、大規模震災が起こった場合、さいたま市として介護事業所とどう連携を取るのか？介護事業所連携のさいたま市版BCPはあるのか」

答2) 災害時情報共有システムで被災状況を報告してください。
(<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/018/001/p096259.html>)

災害発生時における被災状況の報告について（高齢者施設等）このページを印刷する

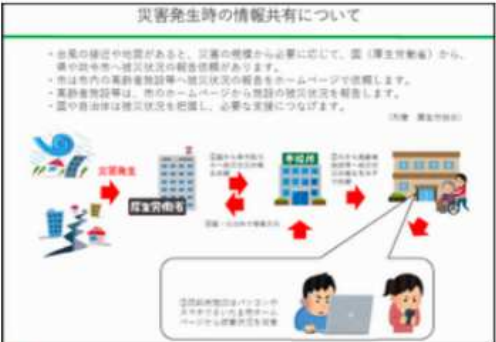
災害時情報共有システムについて

災害時における高齢者施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、介護サービス情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）に災害時情報共有機能が追加されました。

 [災害時情報共有システムについて（PDF形式 157キロバイト）](#)

災害発生時の情報共有について

- ・地震の揺れや火災など、災害の発生から必要に応じて、国（厚生労働省）から、県や政令市へ被災状況の報告依頼があります。
- ・市は市内の高齢者施設等へ被災状況の報告をホームページで依頼します。
- ・高齢者施設等は、市のホームページから施設の被災状況を報告します。
- ・国や自治体は被災状況を把握し、必要な支援につなげます。



高齢者施設等はパソコンやスマートフォンから市のホームページから被災状況を報告

 [災害発生時の情報共有（PDF形式 325キロバイト）](#)

➤ 厚労省介護サービス情報報告システム

(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/11/>)

介護サービス情報報告システム

[お問合せ先](#) [ヘルプ](#) [ご利用条件](#)

ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

ID(半角英数字)	
パスワード(半角英数字)	
サービス名	介護サービスコードを選択して下さい ▼

※ 予防サービスのみ単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同種の介護サービスを選択してログインしてください。

ログイン

【報告対象事業所】

介護報酬収入年額100万円超の事業所
住宅型施設（有料、サ高住、軽費）
（上記以外でも任意での報告も可）

【報告の流れ】

- ① 厚労省が災害情報を登録（令和〇年台風〇号等）
- ② 市が事業者へHPで周知
- ③ 事業所がシステムにログインし入力

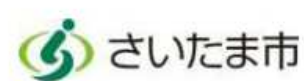
【入力内容】

入力必須項目は右表のとおり
その他任意入力項目あり（負傷者情報等）

入力必須項目	入力内容
① 人的被害	あり・なし
② 建物被害	なし・軽微・重大
③ 避難等の 必要性	（入所施設）あり・なし （上記以外）開所・閉所
④ 電気の状況	停電なし・停電中
⑤ 水道の状況	断水なし・断水中
⑥ ガスの状況	供給あり・停止中
⑦ 冷暖房の状況	使用可能・不可

➤ さいたま市情報報告システム

厚労省の介護サービス情報報告システムでの報告ができない事業所向けに、市でも被害状況報告用のサイトを作成します。（災害の都度開設するため平時には開設していません。）



アンケートフォームイメージ

トップページ > アンケート > 社会福祉施設等の被災状況整理表（高齢者施設等）

← 一つ前に見ていたページに戻る

更新日付：2023年3月15日 / ページ番号：E002164

社会福祉施設等の被災状況整理表（高齢者施設等）

このページを印刷する

アンケート内容

厚生労働省の様式「社会福祉施設等の被災状況整理表」です。
緊急連絡先及びメールアドレスについては、災害の状況を踏まえ、必要があると認められる場合には、被災状況の迅速な把握等の目的の範囲において、厚生労働省関係部局及び関係団体とこれを共有する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

質問1：被害確認担当自治体

さいたま市

質問2：所在市町村

さいたま市

質問3：施設種別（必須入力）

☐ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

☐ 介護老人保健施設

☐ 介護医療院

☐ 介護療養型医療施設

☐ 養護老人ホーム

☐ 軽費老人ホーム

☐ 短期入所生活介護

☐ 短期入所療養介護

☐ 認知症高齢者グループホーム

☐ 小規模多機能型居宅介護事業所

☐ 看護小規模多機能型居宅介護事業所

☐ 有料老人ホーム

☐ サービス付き高齢者向け住宅

☐ 生活支援ハウス

➤ 【参考】さいたま市役所のBCP（感染症等）

さいたま市新型インフルエンザ等対策業務継続計画

- 市の業務を「新型インフルエンザ等対応業務（S）」と「通常業務（A～D）」に区分し、業務継続方針を設定。

	S 優先業務 8%	A 通常業務 24%	B 縮小・変更 (市内感染期) 36%	C 休止 (市内感染期・発生早期) 20%		D 中断・休止 (国内発生早期) 13%
業務停止による市民生命・生活への影響	感染拡大・健康被害が拡大	重大な影響あり、大規模な社会的批判が発生	影響あり、社会的批判が発生	2週間～1か月中断した場合に影響が生じ社会的批判が一部で発生し得る	2カ月中断しても影響は小さい 殆どの人は影響を意識しない	感染機会の拡大につながる恐れがある
対応方法	感染防護対策を実施し、最優先して継続	感染防護対策を実施して継続	対応範囲・レベルの縮小・通常とは異なる方法で継続	やむを得ず中断・延期	緊急性のない業務等は早めに中断・延期	積極的に中断・延期

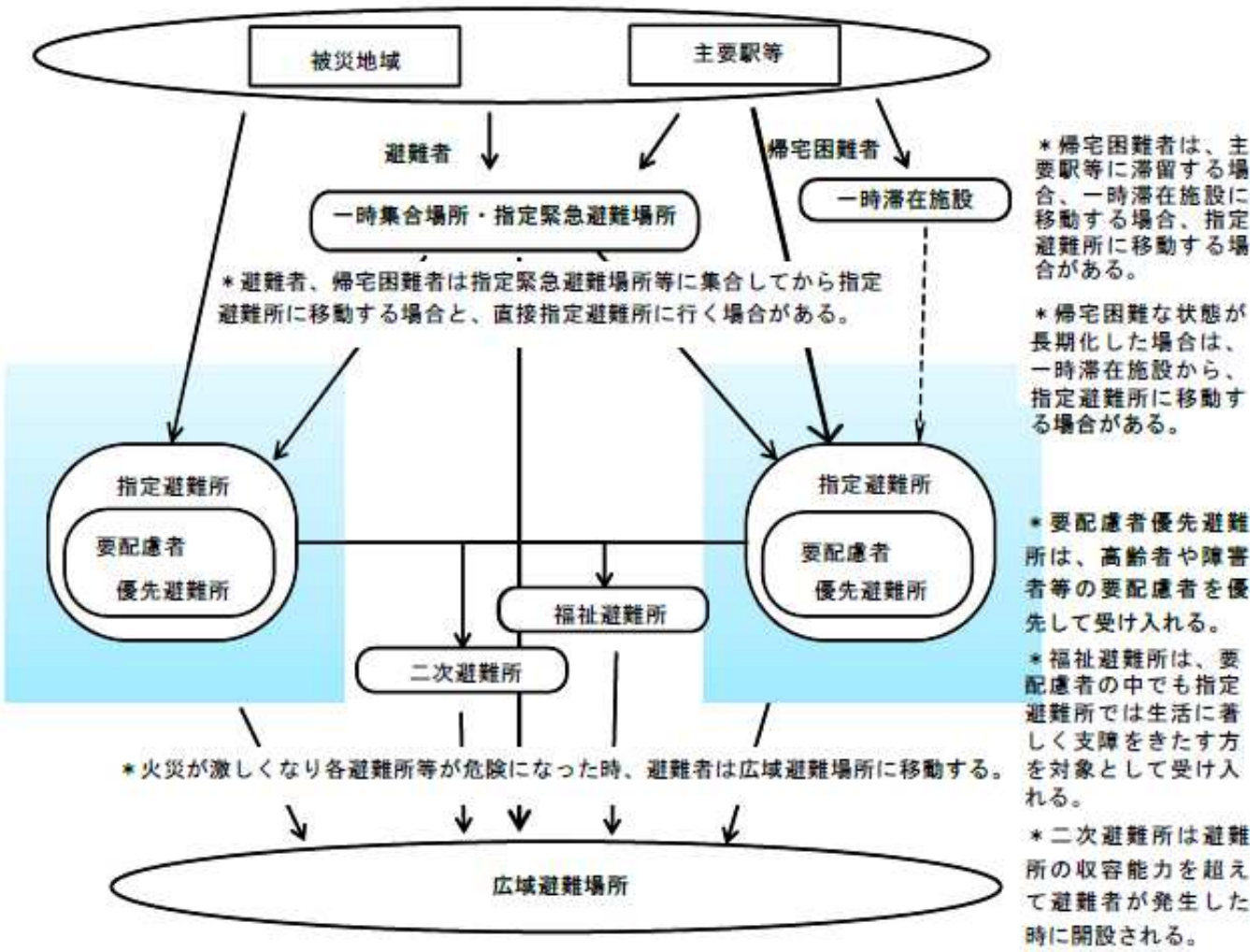
➤ 【参考】介護保険課優先業務（感染症等）

区分	業務名
S	なし
A	在宅サービス利用料軽減制度の充実、老人福祉施設整備費補助金交付事業、保険料業務、認定業務、給付業務、国・県補助金交付事業
B	管理業務（財務会計処理、介護保険業務システムの運用等）、サービス付き高齢者向け住宅の登録等、有料老人ホーム（事前協議の審査、設置届・変更届の受理）
C	軽費老人ホーム事務費補助金交付事業、地域密着型サービス運営委員会の運営、介護人材確保事業、介護相談員の派遣
D	ユニットケア施設研修事業

➤ 福祉避難所

質問1-12, 2-24, 2-25 発災時の社会福祉施設での避難者受入れ等

答) 障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者を受け入れる避難所施設として、さいたま市では協定を締結した社会福祉施設を福祉避難所として位置付けています。



【協定締結施設】
特養、老健、介護医療院、障害者施設等102施設（受入想定1,332人）

【福祉避難所開設時期】
発災後3日程度経過後に開設することを想定。

【福祉避難所への移動】
避難所から福祉避難所への移動は原則、本人・介助者が行うこととしているが、状況により区やバス協会の協力を想定。

➤ 避難行動要支援者名簿

質問1-1, 1-10, 2-38 地域・民生委員等他組織との連携関係

答) 避難行動要支援者名簿を作成し、共有しています。
(<https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/001/002/004/p042345.html>)

【掲載対象者】
在宅の高齢者（要介護2-5, 要支援1-要介護1の単身/高齢者のみ世帯）、障害者等で、避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書を提出された方。（所管課：福祉総務課）

【名簿提供先】
自治会、自主防災組織、民生委員など

- 【名簿の活用】**
- 避難支援等関係者による防災訓練や、避難方法の打ち合わせ等、防災対策に活用
 - 災害が発生し、避難が必要となった場合、避難支援等関係者による、避難誘導や安否確認等に使用

※支援者の多くも被災者になり得ます。災害時の支援が必ず保障されるものではないことをご理解ください。

避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書（申出用）

（あて先）さいたま市長
私は、災害対策基本法に基づき、さいたま市が作成する避難行動要支援者名簿について、以下の事項を同意します。

- ① 避難行動要支援者名簿を、さいたま市地域防災計画に定める自治会、自主防災組織、民生委員など（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供すること。
- ② 災害時の状況によっては、避難支援等関係者の多くも被災者になりうることから、名簿の提供に同意することにより、災害時の支援を必ず保証されるものではないこと。

令和 年 月 日

【ご本人】 ※在宅で支援が必要な方の署名をお願いします。

ふりがな				男・女
氏 名	印			
※自署の場合は押印不要。ただし、代理人の方が記入された場合は押印をお願いします。				
住 所	さいたま市 区			
生年月日	大正・昭和・平成・令和 年 月 日生			
電話番号	-	-	FAX番号	-
避難支援を必要とする理由（該当箇所にご記入ください。複数可）				
1 要介護（要支援）認定を受けている 2 障害者手帳を持っている				
3 寝たきり 4 歩行困難				
5 足腰等が弱く移動に時間がかかる 6 視覚に障害がある				
7 聴覚に障害がある 8 避難の必要性の判断が困難				
9 その他（ ）				

【代理人】 ※ご本人以外の方が上記の氏名欄を記名した場合に、ご記入ください。

氏名		続柄等	
住所		電話番号	-

※名簿への掲載については、時間を要することがありますので、なにとぞご容赦願います。
※避難支援等関係者が、防災啓発のため、訪問や電話をする場合がありますのでご協力ください。
※同意の意思は、変更の申出がない限り継続します。掲載を取り下げたい場合はご連絡ください。

➤ 災害備蓄

質問2-1～7 災害備蓄の保管場所、備蓄量などについて

答) 水、食料、衛生用品、燃料などを、最低3日分（推奨1週間分）被災しにくい場所に保管することが好ましいと思われます。

【参考】ライフラインの復旧までに要する日数（以下、tenki.jpのHPを基に作成）

電気・水道・ガスが9割程度復旧するまでの日数		
	東日本大震災 (2011. 3. 11)	阪神淡路大震災 (1995. 1. 17)
電気	6日	2日
水道	24日	37日
ガス	34日	61日

首都直下地震における各
ライフライン復旧目標日数
(内閣府)
電気…6日
上水道…30日
都市ガス…55日

【参考】防災・減災対策への補助事業

老健局高齢者支援課（内線3970）

拡充 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和7年度概算要求額 12億円+事項要求（国土強靱化分）（12億円）※（）内は前年度当初予算額

※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく社会福祉施設等の耐震化等については、予算編成過程で検討

1 事業の目的

- 高齢者施設等は、地震や火災発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用しているため、災害時においても利用者の安全を確保するとともに、その機能を維持することが重要であり、防災・減災対策を推進する施設及び設備等の整備の推進により、防災体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業	定額補助	○スプリンクラー設備（1,000㎡未満） ・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円/㎡ ・消火ポンプユニット等の設置が必要な場合 9,710円/㎡+2,440千円/施設 ○自動火災報知設備 1,080千円/施設（300㎡未満） ○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円/施設（500㎡未満） 等	なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業（令和5年度補正予算により追加）

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心の確保等のため、社会福祉連携推進法人や合併した社会福祉法人の広域型施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	総事業費6,160万円/施設	総事業費80万円/施設

④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

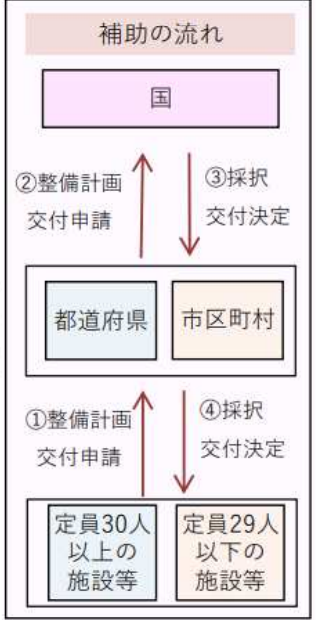
施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円/施設
		ii	なし	総事業費80万円/施設

施設種別	補助率	上限額	下限額
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2	なし	総事業費500万円/施設
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院	自治体 1/4	なし	なし
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等	事業者 1/4	なし	なし

⑤ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全上対策が必要なブロック塀等の改修を促進。また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いため、施設の立地等により窓があっても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置を促進。

施設種別	補助率	上限額	下限額
ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
換気設備	定額補助	4,000円/㎡	なし



<令和5年度交付決定>
465自治体

➤ 【参考】非常用自家発電設備の設置に対する補助

④ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

○ 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備、水害対策に伴う改修等を促進

非常用自家発電設備（i） 水害対策に伴う改修等（ii）	施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i ii	なし なし	総事業費500万円/施設 総事業費80万円/施設

給水設備	施設種別	補助率	上限額	下限額
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、介護医療院	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	総事業費500万円/施設
	小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模軽費老人ホーム、小規模養護老人ホーム、小規模介護医療院 認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等			なし

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

○ 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進 ※「等」には、非常用自家発電設備の設置も含まれる。

施設種別（※「小規模」とは、定員29人以下のこと。以下同じ）	補助率	上限額	下限額
小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模ケアハウス、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円/施設	80万円/施設
小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円/施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業	
（地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設） ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模ケアハウス	15,400千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額
（地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等） ・小規模養護老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	7,730千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額

特養、老健、軽費、養護、介護医療院、認知症対応型通所介護、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所、地域包括支援センター 等が非常用自家発電設備を整備する際は補助を受けられる可能性がある。
(例年8月に翌年度事業分の所要額調査を実施)

➤ まとめ（伝えたいこと）

- 介護事業所には「業務継続計画」の策定が義務付けられている。（減算対象）
- 作成の方法が分からなければ、厚労省のHPを確認して、まずは作ってみる。
- 作っただけでは意味がない。作った計画がワークするよう周知し、訓練等を行う必要がある（BCM）。
- 危機に際し、正解は一つではない。危機がシナリオ通りに起こる可能性は低い。
- 最も重要なことは自ら考える習慣。BCPという紙の束がなくても対応できるよう、日頃から準備し、想像し、考え、訓練し、アップデートしていただきたい（PDCA）。